海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 参照条文 目次

〇 条			0	0	0	る	0	0
- 海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号)(炒)	貝法(昭和二十二年法律第百号)(抄)(海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号)第四条の規定による改正後の具職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)(抄)		石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)(抄)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)(抄)(海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和五十八年政令第十三号)(抄)	◎改正後の条文)	海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)(抄)(海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号)第二条の規定によ	海上運送法施行令(昭和三十年政令第二百七十六号)(抄)

 \bigcirc 海上 運送法施行令 (昭 和三十. 年政令第二百七十六号) (抄

権の委任

第四条

- | 法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項に規定する職権外の地域の各港間におけるこれらの船舶運航事業を除く。)に関する法第二章 一般旅客定期航路事業、 般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次に掲げる職権とする。 (第二十四条から第二十七条までを除く。)に規定する職権
- 法第三十八条第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職

法第四十 ·四条において準用する法第二章(第二十四条から第二十七条までを除く。) に規定する職権

権

 \bigcirc

3 局 の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号に掲げる職権とする。法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、 運輸監理部若しくは運輸支

改 正後の条文) 海上運送法 (昭 和二十四年法律第百八十七号) 抄) (海上運送法等の一 部を改正する法律 (令和五年法律第二十四号) 第二条の規定による

(旅客不定期航路事業の 許可)

2

第二十一条

ならない。 前 項の許可を受けようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記 載した申請書を国土交通大臣に提 出 しなけ れば

(略)

業計画 航路の起点、 寄港地及び 終点、 当該事業の用に供 する船舶、 係留 施設その 他 の輸送施設 0) 概要その他国土交通省令で定める事項 に関する事

3 前項の申請書に は、 次に掲げる書類を添付し なけ ればならない。

び 第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、 資質の向上に関する計画 (次項及び第二十一条の三第三項において |項において「安全人材確保計画」という。)| 前号に掲げる書類並びに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及

4 7 略

三章の二 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者

節 安全統括管理者資格者証及び 運航管理者資格者 証 の交付等

(安全統括管理者資格者証の交付

第三十二条の三 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、運航管理者としての実務の経験その他の当該各号に掲げる試験の区分 一 総合安全統括管理者試験 総合安全統括管理者資格者証に応じ国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者に対し、 当該各号に定める資格者証を交付する。

- 二 大型船舶安全統括管理者試験
- 三 小型船舶安全統括管理者試験 小型船舶安全統括管理者資格者証大型船舶安全統括管理者資格者証
- 2 総合安全統括管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣 が行う。
- 識及び能力について、国土交通大臣が行う。4 小型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶のみをその用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必可し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。 大型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをその用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職所 務に関

(安全統括管理者資格者証の交付を行わない場合)

第三十二条の四 大型船舶安全統括管理者資格者証又は小型船舶安全統括管理者資格者証(以下「安全統括管理者資格者証」という。)の交付を行わない。-二条の四 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合安全統括管理者資格者

- 十八歳に満たない者
- その日から五年を経過しない者
- ることがなくなつた日から五年を経過しない者この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、第三十二条の六の規定により安全統括管理者資格者証の返納を命ぜられ、そ 罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受け

(安全統括管理者資格者証の有効期間

第三十二条の五 安全統括管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3

ときでなければ、 条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録安全統括管理者講習機関」という。)が実施するものを修了したと認める を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習(以下「安全統括管理者講習」という。)であつて第三十二国土交通大臣は、前項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が安全統括管理者としての職 安全統括管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならない。

(安全統括管理者資格者証の返

第三十二条の六 処分に違反したときは、 たときは、その安全統括管理者資格者証の返納を命ずることができる。 国土交通大臣は、安全統括管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく

(運航管理者資格者証の交付)

第三十二条の七 区分に応じ国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。三十二条の七(国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、旅客船に船長として乗り組んだ経験その他の当該各号に掲げる試験の

- 総合運航管理者試験 総合運航管理者資格者証

- 2 総合運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、三 小型船舶運航管理者試験 小型船舶運航管理者資格者証 二 大型船舶運航管理者試験 大型船舶運航管理者資格者証 通大臣が行う。 国土交
- 3 力について、国土交通大臣が行う。 から船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力が、大型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能
- 小型船舶運航管理者試験は、 国土交通大臣が行う。 人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力につい

(運航管理者資格者証の交付を行わない場合)

- 一 第三十二条の四第一号又は第三号に掲げる者 という。)の交付を行わない。 型船舶運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証(以下「運航管理者資格者証」という。)の交付を行わない。第三十二条の八 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合運航管理者資格者証、 大
- 第三十二条の十の規定により運航管理者資格者証の返納を命ぜられ、 その 日 から五年を経過し ない者

(運航管理者資格者証の有効期間

第三十二条の九 運航管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

前項の有効期間は、 その満了の際、申請により更新することができる。

3

に当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習(以下「運航管理者講習」という。)であつて第三十二条の四十第一国土交通大臣は、前項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が運航管理者としての職務を行う 《の規定により国土交通大臣の登録を受けた者 (同条第二項及び第三十二条の四十一第一項第三号において「登録運航管理者講習機関」とい

が 実施するものを修了したと認めるときでなけ れば、 運航管理者資格者証 の有 効期間の 更新をしてはならない。

(運航管理者資格 :者証の返:

第三十二条の十 に違反したときは、 国土交通大臣は、 その運航管理者資格者証の返納を命ずることができる。上交通大臣は、運航管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分上交通大臣は、運航管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分

、国土交通省令 への委任

第三十二条の十一 七第一項各号の試験の科目及び受験手続並びに安全統括管理者講習及び運航管理者講習の科目は、 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の様式及び再交付に関する事項、 第三十二条の三第一項各号及び第三十二条 国土交通省令で定める。

(職権の委任

第四十五条の四 は運輸支局の事務所の長が行う。 前項の規定により地方運輸局長に委任された国土交通大臣の職権のうち政令で定めるものは、 この法律に規定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、 地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。以下同じ。) が行う。 運輸支局長又は地方運輸局、 運輸監理部若しく

3

2

 \bigcirc 舶 職 員 及び小型船舶操 縦 者 法施 行令 (昭和五十八年政令第十三号)

(乗組み基準

- 第五条 めるところによる。)又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗り組ませることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定当直三級海技士(航海)又は機関当直三級海技士(機関)である場合にあつては、三級海技士(航海)又は三級海技士(機関)の資格を含む。る。)の区分に応じ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として、配乗表の資格の欄に定める資格(その資格が別表第一第三号の表の船橋 法第十八条第一項の乗組み基準は、別表第一各号の表(以下「配乗表」という。)の船舶の欄に掲げる船舶(小型船舶以外の船舶
- 員として乗り組ませないこと。 履歴限定をした海技免許を受けた者については、 その限定をされた職の船舶職員としてでなければ、 配乗表の 船 舶 職員の欄に定める船 舶
- 一第三号の表の運航士以外の配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。 船橋当直限定又は機関当直限定をした三級海技士(航海)又は三級海技士(機関)の資格について 機関限定をした海技免許を受けた者については、 その船舶がその限定をされた種類の機関を有するときでなければ、 の資格についての海技免許を受けた者については 配乗表の 船 舶 職 別 0 欄

に定める船

舶職員として乗り組ませないこと。

2 とができる。 兀 者であるときは、 ができる者が、 だきる者が、別表第一第一号から第三号までの表の船舶職員の欄に定める船舶職員(以下「船長等」という。)として乗り組むことができる前項の場合において、別表第一第五号の表の船舶職員の欄に定める船舶職員(以下この項において「通信長」という。)として乗り組むこと船舶の航行がその限定をされたところに適合しているときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。船舶の設備その他の事項についての限定をした海技免許を受けた者については、その船舶がその限定をされた設備を有するときその他その その者については、 その有する資格に応じ、 通信長の職と船長等の職のうち一の職とを兼ねる船舶職員として乗り組ませるこ

(登録小型船舶教習所等の登録

第七条 法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十において準用する場合を含む。(小型船舶教習所等の登録の有効期間))の政令で定める期間は、三年とする。

-録小型船舶教習所等に関する読替え)

第八条 法第二十三条の二十八の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

第十七条の十 第十七	第十七条の八第二項 登録海	第十七条の六第二項 講習	第十七条の六(見出しを含む。) 登録海	第十七条の五 第十七条の五	第十七条の四及び第十七条の九第十七	法の規定中読み替える規定 読み替
第十七条の四	登録海技免許講習を受講しようとする者	講習登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許	登録海技免許講習事務規程	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第十七条の二第一項	読み替えられる字句
四常二十三条の二十八において準用する第十七条の	習を受けようとする者登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教	操縦者の教習習の方法、登録小型船舶教習所における小型船舶登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教	登録小型船舶教習事務規程	第二十三条の二十六第三項第二号から第五号まで	第二十三条の二十六第一項	読み替える字句

(登録操縦免許証更新講習等に関する読替え)

	登録海技免許講習を	習を登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教
一号及び第四号第十七条の十一並びに第十七条の十五第	第四条第二項	第二十三条の十第一項
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の二十六第二項第一号又は第三号
第十七条の十一第二号	条の八第一項又は次条第十七条の五から第十七条の七まで、第十七	は第十七条の十二五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又第二十三条の二十八において準用する第十七条の第二十三条の二十八において準用する第十七条の
第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号	八第二項各号第二十三条の二十八において準用する第十七条の
第十七条の十一第四号	前二条	九及び第十七条の十第二十三条の二十八において準用する第十七条の
第十七条の十五第二号	第十七条の五	五第二十三条の二十八において準用する第十七条の
第十七条の十五第三号	第十七条の七	七第二十三条の二十八において準用する第十七条の
第十七条の十五第四号	第十七条の十一	十一第二十三条の二十八において準用する第十七条の

第九条 法第二十三条の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

去の規定中売み替える規定	売み替えられる字可	売み捧える字可
項及び第十七条の十四十七条の十二まで、第十七条の十三第一見出しを含む。)、第十七条の十三第一見出しを含む。)、第十七条の十から第第十七条の四の見出し、第十七条の七(登録海技免許講習事務	登録操縦免許証更新講習事務
第十七条の四	登録海技免許講習実施機関	縦免許証更新講習実施機関」という。)登録操縦免許証更新講習を行う者(以下「登録操
	登録海技免許講習事務	下「登録操縦免許証更新講習事務」という。)登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務(以
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	二十六第一項第二十三条の三十において準用する第二十三条の
十七条の十三第一項及び第十七条の十四十七条の七から第十七条の十二まで、第第十七条の五、第十七条の六第一項、第	登録海技免許講習実施機関	登録操縦免許証更新講習実施機関
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	二十六第三項第二号から第五号まで第二十三条の三十において準用する第二十三条の
第十七条の六(見出しを含む。)	登録海技免許講習事務規程	登録操縦免許証更新講習事務規程
第十七条の六第一項	登録海技免許講習事務の	登録操縦免許証更新講習事務の
第十七条の十	第十七条の四	第二十三条の三十において準用する第十七条の四

*第二項	第二十三条の十一において準用する第七条の二第
	- -
第十七条の二第二項第一号又は第三号	二十六第二項第一号又は第三号第二十三条の三十において準用する第二十三条の
の八第一項又は次条十七条の五から第十七条の七まで、第十七	第十七条の十二から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は第二十三条の三十において準用する第十七条の五
第十七条の八第二項各号	第二項各号第二十三条の三十において準用する第十七条の八
前二条	及び第十七条の十第二十三条の三十において準用する第十七条の九
海技免許講習の	操縦免許証更新講習の
第十七条の七	第二十三条の三十において準用する第十七条の七
第十七条の十一	
第十七条の五	第二十三条の三十において準用する第十七条の五
	第二項第一号又は第三号第二項各号第二項各号第二項各号第二項各号

第二十三条の二十七第二項	第二十三条の二十六第三項第四号	第二十三条の二十六第三項第三号	第二十三条の二十六第三項第二号	第二十三条の二十六第三項	第二十三条の二十六第二項第三号	第二十三条の二十六第二項第二号	第二十三条の二十六第一項	
前二条	登録小型船舶教習事務	登録小型船舶教習所	施機関」という。)の教習を行う者(以下「登録小型船舶教習実登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者	登録小型船舶教習所登録簿	習事務」という。)の教習に関する事務(以下「登録小型船舶教登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者	第二十三条の二十八	前条	
て準用する第二十三条の二十六第二十三条の二十九及び第二十三条の三十におい	登録操縦免許証更新講習事務	登録操縦免許証更新講習	登録操縦免許証更新講習実施機関	登録操縦免許証更新講習登録簿	登録操縦免許証更新講習事務	第二十三条の三十	第二十三条の二十九	四

(乗船基準)

める資格についての操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に第十条 法第二十三条の三十一第一項の乗船基準は、別表第二の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定 定めるところによる。

- 第二十三条の二第二項に規定する国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶に、 一級 型船 舶 操縦士又は二級 小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けた者については、 小型船舶操縦者として乗船させないこと。 特定操縦免許を受けているときでなけ 法
- 二 技能限定をした操縦免許を受けた者については、その小型船舶がその限定をされた区域のみを航行し、その限定をされた大きさであり、 その限定をされた出力の推進機関を有するときでなければ、 小型船舶操縦者として乗船させないこと。 か
- 小型船舶の設備その他の事項についての限定をした操縦免許を受けた者については、その小型船舶がその限定をされた設備を有するときそ 他その小型船舶の航行がその限定をされたところに適合しているときでなければ、 小型船舶操縦者として乗船させないこと。

するものとし、機関長に係る同項の政令で定める基準は、これに、機関長として、 0) 海技免許を受けた者を乗船させることとする。 機関長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶は、 帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域 六級海技士 (機関) の資格又はこれより上級の資格について を航行

るもの 通信長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶及び政令で定める基準は、 (国土交通省令で定める部分に限る。) とする。 第五条に規定する乗組み基準のうち通信長に係

表第一(第五条関 係

配乗表の適用に関する通

- 2及び5から8までに定める船舶以外の船舶については、第一号の表及び第二号の表を適用する。
- 2 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶(7及び8に定める船舶を除く。)については、 国土交通省令で定め
- るところにより、 第三号の表一の表、口の表、 三の表又は四の表を適用する。
- 3 用する場合を含む。)の規定による無線電話(国際航海に従事する船舶に施設するものに限る。)をいう。)を有する船舶(4に定める船舶五号)第一条の規定による改正前の船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第四条第二項(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準 を除く。)であつて1又は2に定めるものについては、第四号の表を適用する。 無線電信設備(モールス符号を送り、 若しくは受ける無線電信又は船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十
- 以下 船舶安全法第四条第一項(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定による無線電信又は無線電 「無線電信等」という。)を有する船舶(1又は2に定める船舶に限る。)であつて次に掲げるものについては、 第五号の表を適用す
- 5 6
- 引かれて航行する船舶については、航行の用に供されない船舶であつて 舶であつて国土交通省令で定めるものについては、 第八号の表を適用する。
- 第九号の表を適用する。
- 5 略

三 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶一・二 (略)

						で気める実質に近色でる鼻舟	で官かる基準に適合ける公自法第二条第三項に規定する国土交通省令	船舶
運航士(三号職務)	運航士(三号職務)	二等機関士	一等機関士	機関長	二等航海士	一等航海士	船長	船舶職員
技士(機関)技士(機関)とび機関当直三級海技士(航海)及び機関当直三級海	技士(機関) 技士(機関) 船橋当直三級海技士(航海)及び機関当直三	三級海技士(機関)	二級海技士(機関)	一級海技士(機関)	三級海技士(航海)	二級海技士(航海)	一級海技士(航海)	資格
型三 級 海	型三 級 海							

運航士 (三号職務 機関)とは、その海技免許について機関当直限定をした三級海技士

|関)とは、その海技免許について機関当直限定をした三級海技士(機関)の資格をいう。(□の表、回の表及び四の表において同じ。)船橋当直三級海技士(航海)とは、その海技免許について船橋当直限定をした三級海技士(航海)の資格をいい、機関当直三級海技士(運航士(三号職務)とは、法第二条第三項第三号に掲げる職務を行う運航士をいう。(□の表、回の表及び四の表において同じ。)

備考

2 1

船橋当直三級海技士 (航海) 及び機関当直三級 海

ńι\	(二) を行う運航士	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				ž 0 li	5 D t	_		3 二 万 支 万
船	を行う運航士をいう。運航士(一号職務)、						運航士(二	運航士(一	運航士(三		う 月 し し	この長の適用こつぃてよい
舟白	(口の表、	機	機	船棒	船棒		(二号職務)	号職務)	(三号職務)		ľ	て よ 、
	1 517	機関当直三級海技士	機関当直三級海技士	船橋当直三級海技士	船橋当直三級海技士						運航士	
ńιΛ	三の表及び四の	 	 	 	 						一 (三号職務)	
船	表に掲れ	(機関)	(機関)	(航海)	(航海)						務)	
舟白	いて同じ。)						機関当	船橋当	技橋当			
職	。) を行う運						機関当直三級海技士	船橋当直三級海技士	技士(機関) 粉橋当直三級海技士			
員	産航士を「										- 技 船	技
	V.			と読み替えることができる。			(機関)	(航海)	(航海) 及び機関		技士(機関)船橋当直三級海技士	技士(機関)
資	運航士(二号職務)とは、			ことができる					及び機関当直三級海		(航海)	
				0		_		- Vi	Ζ	_	及 び 機 関	
格	埋第二号に!					追用			重重航出		及び機関当直三級海	
	同項第二号に掲げる職務								(一号職務)	_	_	

運航士(三号職務)	7	この表の適用については、	-	備考						て気める基準に近合する角角	ご言りる基準に歯合ける沿自 法第二条第三項に規定する国土交通省令
	運航士(三	運航士(三	運航士(三号職務)								一交通省令
船橋当直三級海技士(航海)	(三号職務)	(三号職務)	号職務)		運航士(三号職務)	運航士(三号職務)	運航士(三号職務)	一等機関士	機関長	一等航海士	船長
海)及び機関当	技士(機関)船橋当直三級	技士(機関)	技士(機関)								
当直三級海 運航士(三号職務)					技士(機関) お橋当直三級海技士(航海)及び機関	技士(機関)船橋当直三級海技士(航海)及び機関	技士(機関) 船橋当直三級海技士(航海)及び機関	二級海技士(機関)	一級海技士(機関)	二級海技士(航海)	一級海技士(航海)
	_	とあるのは			及び機関当直三級海	及び機関当直三級海	及び機関当直三級海				

				海)
				海
				海)
機関当直三級海技士(機	運航士(二号職務)			
機関当直三級海技士(機	運航士(二号職務)			
	道册 □ (二) 平承)		機関当直三級海技士(機関)	
Ė	t \	\	船橋当直三級海技士 (射海)	
船橋当直三級海技士(航	法 運航士 (一号職務)	,		
舟村主正三糸汽士二(舟			船橋当直三級海技士(航海)	
公喬皆宜三及舞支七(京	重亢七(一卦散务)			
船橋当直三級海技士(航	運航士(一号職務)	及び機関当直三級海	(幾号)当直三級海技士(航海)	
通射士(二号暗矜)				ſ
	士(機関)	機関当直三級海技士	運航士(二号職務)	
運航士(二号職務)				
造船寸(一長耶務)	士(航海)	船橋当直三級海技士	運航士(一号職務)	`
		技士(機関)		
運航士(一号職務)	士(航海)及び機関当直三級海	八八	運航士(三号職務)	
		技士(機関)		

この表の適用については、	備考	運航士(三号職務)	運航士(三号職務)	一等機関士	機関長	「気象る基準に通合する解射」「一等航海士	でごうらも進に値合しの台的と、	船舶船船	(=)
		務)	務)					舶	
技士(機関)船橋当直三級海技士								員	
(航海)		技士(機関)船橋当直三級海技士(航	技士(機関)船橋当直三級海技士(航	二級海技士(機関)	一級海技士(機関)	二級海技士(航海)	一級海技士(航海)	凉	
及び機関当直三級海		(航海)及び機関当直三級海	(航海)及び機関当直三級海					格	

と読み替えることができる。

- 15 -

		ご法		(四)								`		_	
	で気みる基準に通合する舟舟	で官りる基準で適分ける公白法第二条第三項に規定する国土交通省令	船舶		機関当直三級海技士	機関当直三級海技士	船橋当直三級海技士	船橋当直三級海技士		運航士 (二号職務)	運航士(一号職務)		運航士 (三号職務)		運航上
		省令			工 (機関)	工 (機関)	1 (航海)	1 (航海)							運航士(三号職務)
機関長	運航士(四号職務)	船長	船舶		(5)	图)	144	144)		機関当直三級海技士	船橋当直三級海技士		支比(幾月)船橋当直三級海技士		飛務)
			職	_	_		と読	I	J						
			員				と読み替えることができる。			(機関)	(航海)		(航海) 及び機関		技士(機関)船橋当直三級
一級海技士	関) 二級海技士	一級海技士	資				ができる。						及び機関当直三級海		海 技 士
(機関)	(航海)	(航海)							_	-		又は			(b) 及び(c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c)
	及び機関当直三級海技士(機		格						追射士 (二号:聑彩)	百九二 (二元) (北) (大)		運航士(一号職務)	運航士(一号職務)		(航海)及び機関当直三級海

備考 2 1 のは、 を行う運航士をいう。 この表の適用については、 運航士 (四号職務) 運航士 機関長 運航士 (五号職務 (四号職務 とは、 法第二条第三項第四号に掲げる職務を行う運航士をい 運航士 運航士 機関 運 就出 長 運 運 (四号職務 (三号職務) (五号職務) 航 航 士 士 (三号職務) (五号職務) 海 二級海技士 関 二級海技士 級海技士 (機関) (航海) (機関) 及び船橋当直三級海技士 及び機関当直三級海技士 二級海技士 関 二級海技士 技士 (機関) 船橋当直三級海技士 海 級海技士 V. 技士 (機関) 船橋当直三級海技士 海) 二級海技士 運航士(五号職務)とは、 (機関) (機関) (航海) (機関) 及び船橋当直三級海技士 及び機関当直三級海技士 (航海) (航 (機 及び船橋当直三級海技士 (航海) 及び機関当直三 同項第五号に掲げる職務 及び機関当直三級海 機関長 運航士 等機関士 級 (四号職務) (機 (航 海 (航 とある

株関当直三級海技士 (機関) 上 (四号職務) 上 (三号職務) 上 (長 大 (長	船橋当直三級海技士(航海)	運航士(一号職務)		三級海技士(機関)
連航士 (二号職務)				被海技士 (航海)
連航士 (二号職務)		一等機関士		村間
運航士 (二号職務)		機関長	抗	(幾 村
(海 技 士			
(二号職務) 船橋当直三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 機関当直三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 「無航士(五号職務) 上級海技士(機関) 機関長 一級海技士(機関) 「無航士(五号職務) 技士(機関) 運航士(五号職務) 技士(機関) 運航士(五号職務)				船橋当
(二号職務) 機関当直三級海技士(機関) 二級海技士(航海)及び機関当直三級海技士(機関) 「 一級海技士(機関) 「 二級海技士(機関) 「 一級海技士(機関) 「 一等航海士 「 一等航海士 「 一等航海士 「 一級海技士(機関) 「 一等航海士 「 一等航海子 「 一等航海子 「 一等航海子 「 一等航海子 「		及び機関当直三級海		技士。
(二号職務) 機関当直三級海技士 (機関) 「		86		
(二号職務)		`		一級海
(二号職務) 機関当直三級海技士(機関) (二号職務) 機関当直三級海技士(機関) 「一号職務) 人の機関当直三級海技士(機関)		Laio		W /
(二号職務) 機関当直三級海技士(機関) (二号職務) 船橋当直三級海技士(航海)	等航海士		(航海)	對)
(二号職務) 機関当直三級海技士(機関) (一号職務) 船橋当直三級海技士(航海)				
(一号職務) 船橋当直三級海技士 (航海)	運航士			
	Į.			

旅客船 水域のみを航行する 41 オ域スに発え	祭亢毎二逆事ける ALK或又よA	無線電信等の	をする ────────────────────────────────────	船	五 無線部 ができる。	運航士(二号	運航士(二号	運航士(一号	又は運航士(五早	機関長	技士(一等航海士	1
すったないもの	無線電信	船上保守を行うもの	上保守を行わないもの	舶		(二号職務)	(二号職務)	号職務)	(五号職務)			運航士 (二号職務)
	通信長	通信長	通信長	船舶職員		機関当直三級海技士(機関)	機関当直三級海技士(機関)	船橋当直三級海技士(航海)	海) 二級海技士(機関)及び船橋当:	一級海技士(機関)	二級海技士(航海)	
三彩淮打士(電司		二級海技士(電子	三級海技士(電子	資					及び船橋当直三級海技士(航			機関当直三級海技士
(電子通信)		(電子通信)	(電子通信)	格		-			と読み替えること			(機関)

0	A 3 水域又はA 4	
うもの無線電信等の船上保守を行	わないもの無と保守を行無線電信等の船上保守を行	うもの
通信長	通信長	
一級海技士(電子通信)	三級海技士(電子通信)	

備考

いて講じるものをいう。 「無線電信等の船上保守」とは、 (口の表及び回の表において同じ。) 船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による船上保守であつて、無線電信等に

別表第二(第十条関係

小型船舶	資	格
特殊小型船舶	特殊小型船舶操縦士	
沿岸小型船舶	一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶場	操縦士
外洋小型船舶	一級小型船舶操縦士	

備考

2

- 1 特殊小型船舶以外の小型船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。小型船舶であつてその構造その他の事項に関し国土交通省令で定める基準に適合するものをいう。
- 沿岸小型船舶とは、特殊小型船舶とは、
- もの 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶以外の小型船舶であつて、 沿海区域のうち国土交通省令で定める区域のみを航行する
- 引かれて航行する小型船舶であつて国土交通省令で定めるもの母船に搭載される小型船舶であつて国土交通省令で定めるもの
- 3 外洋小型船舶とは、 特殊小型船舶及び沿岸小型船舶以外の小型船舶をいう。

 \bigcirc 第五条の規定による改正後の条文 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和二十六年法律第百四十九号) 抄 海上 運送法等の一 部 を改正する法律 (令和五年法律第二十四号)

(海技士の免許

び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録海技免許講習」という。)の課程を修了した者について行う。 としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習(以下「海技免許講習」という。)であつて第十七条及海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験(以下「海技試験」という。)に合格し、かつ、その資格に応じ人命救助その他の船舶職員

3

(登録の要件等

- 法人であつて、登録海技免許講習の実施に関する事務 (以下「登録海技免許講習事務」という。) を行う役員のうちに前二号の いがずれ かに
- 3 第四条第二項の登録は、該当する者があるもの 登録海技免許講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

登録海技免許講習を行う者(以下 「登録海技免許講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の

登録海技免許講習の 種

- 四三 登録海技免許講習事務を行う事務所の所在
- 五. 前各号に掲げるものの ほ か、 国土交通省令で定める事 項

録海技免許講習事務の 実施に係る義務

第十七条の より登録海技免許講習事務を行わなければならない。 兀 録海技免許講習実施機関は、 公正に、かつ、 第十七条の二第 一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法

の変更の届

第十七条の五(登録事項の その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 登録海技免許講習実施機関は、第十七条の二第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、

(登録海技免許講習事務規程)

- 第十七条の六 .講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。七条の六 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務の開始前に、登録海技免許講習事務の実施に関する規程(以下「登録海技免
- 2 おかなければならない。 登録海技免許講習事務規程には、登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めて

(登録海技免許講習事務の休廃止)

第十七条の七 交通省令で定めるところにより、 足めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、 又は廃止しようとするときは、

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- 第十七条の八 おいて同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十一条の四において「財務諸表等」という。)を作成の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条にの財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人 し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 登録海技免許講習実施機関(国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度
- ることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録海技免許講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。 登録海技免許講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録海技免許講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす
- 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、 当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、 |覧又は謄写の請求 当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したも
- 号の 磁的 記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項

面 0 交付 0) 請 求

第十七条の九 (適合命令) 機関に対し、 同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。国土交通大臣は、登録海討身評請望え続い、私のようを命ずることができる。 登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、 その登録海技免許講習実施

(改善命令

第十七条の十 関に対し、 が できる。 同条の規定による登録海技免許講習を行うべきこと又は登録海技免許講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずること- 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が第十七条の四の規定に違反していると認めるときは、その登録海技免許講習実施機

(十七条の十一 国土交通大臣は、(登録の取消し等) 間 を定めて登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 登録海技免許講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、 第四条第一 二項の登録を取り消 又は 期

- 第十七条の二第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 第十七条の五から第十七条の七まで、 第十七条の八第一項又は次条の規定に違反したとき。
- \equiv 正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 兀 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五. 不正 の手 段により第四条第二項の登録を受けたとき。

国土交通大臣による海技免許講習の実施

第十七条の十四 関する事務の全部又は .対し登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録海技免許講習実施機関が天災その他の事由により登録:又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は登録海技免許講習実施機関・七条の十四 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関がいないとき、第十七条の七の規定による登録海技免許講習事務に関する業務の全 技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、 部を自ら行うことができる。 その他必要があると認めるときは、 海技免許講習の実施に

第十七条の十五 第四条第 二項 国土交通大臣は、 の登録をしたとき。 次の場合には、 その旨を官報に公示しなければならな

- 三二 第十七 条の 五. の規定による届出があつたとき。
- 第十七条の七の規定による届出があつたとき。
- 第十七条の十 一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。
- 五四 技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。 前条の規定により国土交通大臣が海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、 又は自ら行つていた海

船 舶 職 員の乗組みに関する基

第十八条 て 同条第二項の規定により指定された資格の海技士を指定された職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、 して、それぞれ海技免状を受有する海技士を乗り組ませなければならない。 政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準(以下「乗組み基準」という。)に従い、 いる場合において、 船舶所有者は、 その条件を満たしており、 その船舶 に、 船舶の用途、 又はその期限内であるときは、この限りでない。 航行する区域、 大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して ただし、第二十条第一項の規定による許可を受けた場合において、 同項の規定により条件又は期限が付され 船長及び船長以外の船舶 職員と

2 • 3 (略)

(登録の要件等)

第二十三条の二十六 てを用いて、 この場合において、 同表の下欄の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、 国土交通大臣は、 登録に関して必要な手続は、 前条の規定による登録の申請に係る特定操縦免許講習が、 国土交通省令で定める。 次の表の上欄の各号に掲げる施設及び設備の全 その登録をしなければならな

八七	六 五	四 三	. _る 二	_	
信号装置物命器具	操舵設備、係船設備及び航海用具航海計器	水路図誌実習用小型船舶	ものに限る。) 習期間中においては、原	講義室	施設及び設
			則として占用す		備
イ 五級海技士(航海)の資格若しくは五級海技士(機関)の資格若しくは 三 次のいずれかの条件を満たす者であること。	と。 とのからことがなくなつた日から二年を経過しない者でないこ	らに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれ	二十三条の二十八において 過去二年間に特定操縦免	一 十八歳以上であること。	講師の条件

国際信号書

++ + = 教育に必要な模型、 危険物による事故の際の応急医療の手引 掛図、 書籍その他の教材

口

これと同等以上の能力を有する者であること。 受けた後一年 これらより上 -以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又は一級の資格に係る海技免許を有する者であつて当該海技免許を

又はこれと同等以上の能力を有する者であること。 者として小型船舶(特殊小型船舶を除く。)に乗船した経験を有するも がされていないものに限る。)を有する者であつて一年以上小型船 一級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許 (技 能限定及び履 舶操 縦定

備 欄中第六号から第九号までの設備は 模型、 掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる

国土交通大臣 その登録をしてはなら は 前 条の 規定に ょ ŋ 登録の 申 請をした者 (第四号において 登 |録申請者」という。 が、 次の各号の V ・ずれかに該当するとき

ることがなくなつた日から二年を経過しない者 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は これらに基づく処分に違反し、 罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受け

いり消さ れ その 取 消 L の日から二年を経過し

法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定により登録を取 小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者(以下この号及び第二十三条の三十第一 項第二号にお いて 小 型 船 舶 関連事業者」という。)

に支配されているものとして次のいずれかに該当するもの 登録申請者が株式会社である場合にあつては、 項に規定する親法人をいう。 第二十三条の三十第一項第二号イにおいて同じ。)であること。 小型船舶関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条

職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。 じ。)にあつては、業務を執行する社員)に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該小型船 登録申請者の役員(持分会社 (会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十三条の三十第一項第二号ロにお 舶関連事業者の役員又は いて同

者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。 登録申請者 (法人にあつては、その代表権を有する役員) が、 小型船舶 関 連 事業者の役員又は職 員 (過去二年 ·間に当該小型船 舶 関連 事業

3 条の登録は、 登録特定操縦免許講習機関登録簿に次に掲げる事 項を記載してするものとする。

登録年月日及び登録番号

特定操 縦 :免許講習事務を行う事務所の所在地、免許講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

三

兀 前三号に 掲げるものの ほ か、 国土交通省令で定める事 項

(登録の 更

第二十三条の二十七 て、その効力を失う。 第二十三条の二十五の登録は、 三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その 期間 の経過によっ

(準用

第二十三条の二十八 ついて準用する。 この場合において、 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は、登録特定操縦免許講習機関、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。 特定操縦免許講習及び特定操縦免許講習事務

(登録の要件等

- 第二十三条の三十 い。この場合において、登録に関した二十三条の三十(国土交通大臣は、 前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならな
- 別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 それぞれ同表の下欄に掲げる
- ものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 条件のいずれにも適合する者により教習が行われるものであること。 前条の規定により登録の申請をした者(以下この号及び次項において「登録申請者」という。)が、 小型船舶 関 連事業者に支配されている
- 登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人であること。
- 登録申請者の役員 (持分会社にあつては、業務を執行する社員)に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員 (過去二年間 に当該 小型船
- 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、小型船舶関連事業者の役員又は職員舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。 者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。 (過去二年 間 に当該小型 船 連 事業
- 国土交通大臣は、

2

年を経過しない者 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は誓土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。 又は執行を受けることがなくなつた日から二

第二十三条の三十二において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、

- うちに前二号のいずれかに該当する者があるもの 法人であつて、登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習に関する事務 (以 下 その取消しの日から二年を経過しない者 「登録小型船舶教習事務」という。)を行う役員の
- 3 第二十三条の十第一項の登録は、 登録小型船舶教習所登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする
- 一録年月日及び登録番号

- に法人にあつては、その代表者の氏 登録小 型船 舶教習所における小型船 名 舶操縦者 の教習を行う者 (以 下 「登録小 型 船 舶教習実施機関」という。 0) 氏名又は名称及び住所並び
- 二 登録小型船舶教習所の種類
- 四 登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令 (登録の更新

(登録の更新)

第二十三条の三十一 第二十三条の十第一項の登録は、 て、その効力を失う。 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(準圧)

型船舶教習実施機関及び登録小型船舶教習事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。第二十三条の三十二(第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五(同条第五号を除く。)の規定は、登録小型船舶 登録小型船舶教習所 登 録

(操縦免許証更新講習の登録)

第二十三条の三十三 第二十三条の十 一において準用する第七条の二第三項第三号の登録 は、 操 |縦免許証更新講習を行おうとする者の申請

(準用)

第二十三条の三十四 四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表」とあるのは、 おいて準用する第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について準用する。この場合において、第二十三条の三十第一項第一号中「別表第許証更新講習の実施に関する事務について、第二十三条の三十及び第二十三条の三十 の規定は操縦免許証更新講習並びに第二十三条の十一に の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、 おいて準用する第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について準用する。この場合において、 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録操縦免許証更新講習、 同表」と読み替えるほか、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。 登録操縦免許証更新講習を行う者及び登録操縦免 別 表第五

(小型船舶操縦者の乗船に関する基準)

第二十三条の三十五 で定める小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者に関する基準(以下「乗船基準」という。)に従い、操縦免許証を受有する小型十三条の三十五 船舶所有者は、その小型船舶に、小型船舶の航行する区域、構造その他の小型船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政 舶操縦士を乗船させなければならない。 ただし、 次条第一項の規定による許可を受けた場合において、 同条第二項の規定により指定された資

て おり、又は 又はその期限内であるときは、 舶操縦士を小型船 舶操縦者として乗船させ、 この限りでない。 同 項の規定により条件又は期限が付されている場合において、 その条件を満たし

2

(小型船舶操縦者以外の乗船

第二十三条の三十九船舶所有者は、 舶 にあつては、 政令で定める基準に従い、 2従い、小型船舶操縦者のほか、海技免状を受有する海技士を乗船させなければならない。 航行の安全を確保するために機関長又は通信長を乗船させる必要がある小型船舶として政令で定める小型船

2 3

 \bigcirc 石油コンビナート等災害防 止法施行令 (昭和五十一年政令第百二十九号)

(防災要員

を、第十四号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならない。防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。)にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防 七条 衛防災組織に、第一号から第十三号までに掲げる防災資機材等(第十六条第二項から第五項までの規定により次条から第十一条までに規定する防災資機材等(法第十六条第四項に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。)を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条から第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定により次の各号に掲 災要員

(略)

ければならないものとされている小型船舶操縦者(以下「乗組船舶職員等」と総称する。)のほか二人より当該船舶に乗り組ませなければならないものとされている船舶職員又は同法第二十三条の三十一の規定により当該 ければならないものとされ 第十七条第一項に規定するオイルフェンス展張船 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和二十六年法律第百四十九号)第十八条の規定に 小型船舶に乗船させな

十三・十四 略

2 6

 \bigcirc 石油コンビナート等災害防 止 法 (昭和五十年法律第八十四号)

(自) 衛防災組

第十六条 特定事業者は、 その特定事業所ごとに、 自 衛防災組織を設置しなければならない。

2 • 3

4 特定事業者は、 その自衛防災組織に、 政令で定めるところにより、 当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自 動

泡放水

5 • 砲、 消火用薬剤、 (略) 油回収船その他の機械器具、 資材又は設備 (以下「防災資機材等」という。) を備え付けなければならない。

○ 船員職業安定法施行令(平成十六年政令第三百六十九号)

(抄)

次の表のとおりとする。「では、「大きの規定を適用する場合における法第八十九条第十三項の規定による船員法の規定の技術的読替えは、第四条「法第八十九条の規定により同条第一項に規定する乗組み派遣船員(次条において単に「乗組み派遣船員」という。)の法第六十六条第二(船員法の規定を適用する場合の読替え)

第七十四条第四項	第六十六条	第六十三条	第四十四条の二第一項	第三十八条	読替えに係る船員法の規定
第八十七条第一項又は第二項の規定	第六十四条から第六十五条までの規定	前条第一項の規定	第八十七条第一項又は第二項の規定	第百一条第一項の規定	読み替えられる字句
読み替えて適用される第八十七条第一項の規定船員職業安定法第八十九条第五項の規定により	第六十四条の二第一項及び第六十五条の規定九条第五項の規定により読み替えて適用される第六十四条の規定並びに船員職業安定法第八十	適用される前条第一項の規定船員職業安定法第八十九条第五項の規定により	又は同条第二項の規定読み替えて適用される第八十七条第一項の規定船員職業安定法第八十九条第五項の規定により	場合を含む。) 九条第九項の規定により読み替えて適用される第百一条第一項の規定(船員職業安定法第八十	読み替える字句

		又は同条第二項の規定
第八十八条の二の二第四項	第二項の規定	読み替えて適用される第二項の規定船員職業安定法第八十九条第五項の規定により
第八十八条の二の二第五項	第三項の規定	読み替えて適用される第三項の規定船員職業安定法第八十九条第五項の規定により
第八十八条の三第四項	前項の規定	読み替えて適用される前項の規定船員職業安定法第八十九条第五項の規定により
第百一条第三項	前項の規定	む。)の規定により読み替えて適用される場合を含の規定により読み替えて適用される場合を含前項の規定(船員職業安定法第八十九条第九項
	第一項	定により読み替えて適用される場合を含む。)第一項(船員職業安定法第八十九条第九項の規
第百四条第二項	前項	により読み替えて適用される場合を含む。)前項(船員職業安定法第八十九条第九項の規定
第百七条第三項	前二項	又は前項定により読み替えて適用される場合を含む。)定により読み替えて適用される場合を含む。)第一項(船員職業安定法第八十九条第九項の規
第百七条第四項	第一項	定により読み替えて適用される場合を含む。)第一項(船員職業安定法第八十九条第九項の規
第百十二条第二項	前項	により読み替えて適用される場合を含む。)前項(船員職業安定法第八十九条第九項の規定

第百二十一条の四第二項	第百二十一条の三	第百十八条の四第四項
前項の規定	第百四条第三項の規定	第一項
む。)の規定により読み替えて適用される場合を含の規定(船員職業安定法第八十九条第九項前項の規定(船員職業安定法第八十九条第九項	場合を含む。) 九条第九項の規定により読み替えて適用される第百四条第三項の規定(船員職業安定法第八十	適用される第一項船員職業安定法第八十九条第六項の規定により

2 略

 \bigcirc 船員 、職業安定法 (昭和二 十三年法律第百三十号)

(契約の内容等)

第六十六条 ばならない。 めるところにより、 船員派遣契約 当該船員派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容型契約(当事者の一方が相手方に対し船員派遣をすることを約する契約をいう。 その内容の差異に応じて派遣船員の料をいう。以下同じ。)の当事者は、 人数を定めなけれ 国土交通省令で定

の内容

航航路又は操業海域 派遣船員が乗り組む船舶派遣船員が従事する業務の 以下 派 遣船舶」 という。 0) 名 称、 総トン 数、 用 途 (漁船にあつては、 従事する漁業の種類を含む。 及び就

船員派遣の役務の提供を受ける者のために、 就業中の 派遣船員を指揮命令する者に関する事項

船員派遣の期間

八七六五四三 基準労働期間 (船員法第六十条第三項に規定する基準労働期間 をいう。 以下同じ。 労働時間及び休息時間に関する事

安全及び衛生に関する事項

船員派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事派遣船員から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

項

項

前項に定めるもののほか、船員派遣元事業主は、船員派遣恝ル 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

ころにより、 前項に 該外国船舶派遣に係る派遣先が次に掲げる措置を講ずべき旨を定めなければならない。 か、 船員派遣元事業主は、船員派遣契約であつて外国船舶派遣に係るものの締 結 に際 し っては、 国 土交通省令で定めると

| • | (略

に必要な措 前二号に掲げるも 0) 0) ほ か、 玉 土交通省令で定める当該船員派遣に係る派遣船員 の就業 (以 下 「派遣就業」という。) が 適正に行わ

3~6 (略)

船員法の適用に関する特例等)

項及び第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員に対する休日及び有給休暇」とあるのは、「船員に対する休日」とす労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三条及び第五条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)並びに船員法第六十七条第一関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用されるあつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの(以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。)の派遣就業に、八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶(以下この条及び次条において単に「船舶」という。)に乗り組む派遣船員で

いう。 り読み替えて適用される前項の措置」とする。 法第六十七条の二(第四項を除 を使用する船舶所有者と、当該乗組み派遣乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、 船舶所有者」とあるのは「派遣先の船舶所有者」と、同条第三項中「同項の措置」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第二項の規定によう。以下同じ。)により選任された労務管理責任者」と、「休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更」とあるのは「休日の付与」と、 (船員職業安定法第八十九条第一項から第三項まで、第五項又は第六項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を 当該乗組み派遣船員を当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者にもまた使用される船員とみなして、船員&業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員)の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「労務管理責任者」とあるのは「派遣先の船 船所有

の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項」とあるのは「その他の船内作業による危害の防項及び第百十三条第二項の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第八十一条第一項 有 :生の保持に関し国土交通省令で定める事項(船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員に関しては、当該事項のうち国土交船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項」とあるのは「その他の船内作業による危害の防止及び船内 者と、当該乗組み派遣船員を当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者にもまた使用される船員とみなして、 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員を使用する船 省令で定めるものを除く。 所有者を」とあるのは「船) と、 語所有者(派遣先の船舶所有者を含む。)を」とする。と、同法第百十三条第二項中「船舶所有者(」とあるのは 「船舶所有者 (派遣先の船 舶所有者を含み、 船員法第八十一条第 中「その他 所

場合に お けるその 使用する船員を派 遣就業のため いに船舶 に派遣している船舶所有者 (以下この条及び次条において 「派遣 元の船が 所有

し国土交通 いう。 限る しに 及)」とする び船 関 内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項」とあるのは、する船員法第八十一条第一項の規定(同項に係る罰則の規定を 定める事 項 (船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員に関しては、当該事項のうち国土交通省令で定 る罰則の規定を含む。 「その他)の適用に の船内作業による危害の防 ついては、 同 項 中 止及び船内衛生の保持 ・「その 作 -業によ

項中 と、同項並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項(同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。)中「これを国土交とあるのは「船員職業安定法第八十九条第四項に規定する派遣元の船舶所有者(以下単に「派遣元の船舶所有者」という。)がその使用する」基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第六十四条の二第一項中「その使用する」八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六、第八十八条の七並びに第百十八条の四第三項の規定並びにこれらの規定に 八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」とあるのは 業に従事することを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、 あらかじめ、 で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」と、同法第八十八条の三第三項中「次に掲げる申出をした場合」とあるのは 準用する場合を含む。)中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、 通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、同法第六十五条及び第六十五条の三第三項(同法第八十八条の二の二第六項において 第二項、 八条の二の二第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第三項、第六十七条の二第四 項(同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。)、第六十五条の三第一項及び第二項、 「あらかじめ、第六十条第一 する船舶所有者とみなして、 乗組み派 あらかじ その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項 法第八十八条の三 同 1条第三 船員 派遣元の船舶所 同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは 項(漁船に係る部分に限る。)、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の二の二第一項から の派遣就業に 第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十四条の二第一 項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、 「有者に次に掲げる申出をした場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは 関し 船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、 ては、 乗 組 み派 遣 船員が 乗り 船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、 組 む船 船にお いて船員派遣の役務の提 派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。 項、 同法第八十七条第一項第一号中「船内で作 第八十五条第二項、 供を受ける者 第六十五条、 のみを乗組 同条第三項 第八十六条第一項及び 第六十五条の二第三 第三項まで、第 同 同条第六 第六十二 法第八十 同法第 の協定 員を使

第二項及び とみなして、 乗組み派遣船 る罰則 第三項、 の規定を含む。 船員法第六十九条、 員が乗り組む 第八十二条、第八十二条の二、)を適用する。 船舶に関しては、当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船 第七十条(同 法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第八十条、第八十一条 第百十七条の二から第百十八条の四まで並びに第百十八条の六第一項の規定(これらの規定 舶 所 有者

たなら 役 \mathcal{O} 務 船 の提 舶 第二項 所有者は、 ,供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事,有者は、船員派遣をする場合であつて、第二項、第三項、第五項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船 Ó 規 定 により適用される船員法第六十七条の二第 項の規定 第 三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により適用される同 法第 一条第 項 の規

らない。 む。)、第八十条、 の規定若しくは前項の規定により適用される同法第六十九条、 に係る部分に限る。 の規定に基づく命令の規定 の二第三項 第五 0 規 (同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。)、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項 定により適用される同法第六十二条(同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の六 第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、 (次項において「船員法令の規定」という。)に抵触することとなるときにおいては、 第七十条(同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含 第八十二条の二並びに第百十七条の二から第百十八条の四までの規定又はこれ 当該船員派遣を行つてはな

り船員を使用する船舶所有者とみなされる船員派遣の役務の提供を受ける者において当該船員法令の規定に抵触することとなつたときに限る。派遣元の船舶所有者が前項の規定に違反したとき(当該船員派遣に係る乗組み派遣船員に関し第二項、第三項、第五項又は第六項の規定によ は、 当該派遣元の船舶 所有者は当該船員法令の規定に違反したものとみなして、 船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定を適 の規定によ

二まで、 」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適前各項の規定による船員法の特例については、同法第六十八条第一項中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定 定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、同法第百一条第一項及び第百十二条第一項中「こ 定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、同法第八十八条の五中「前三条の規定」とあるのは「前三条の規 四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定 第百五条中「この法律及び労働基準法」とあるのは 条第一項及び第百二十一条の四第一項中「この法律」とあるのは「この法律(船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 第一項並びに第百十八条の四第四項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者(派遣先の船舶所有者を含む。)」と、同法第百一条第二項中「 る場合を含む。)」と、 の法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用され 「与えているとき(派遣先の船舶所有者が与えているときを含む。)」と、同法第八十八条の二中「第六十一条、第六十四条から第六十五条の 条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、同法第百八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の罪」とあ 項の規定」とあるのは「前項の規定(船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第百三条第一項、 される場合を含む。)」と、同法第七十一条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十九条までの .船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。) 」と、同法第七十六条中「与えているとき」とあるのは 1.律に基づいて発する命令 第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定」とあるのは「第六十一条、第六十 同法第百四条第三項中「第一 規定による船員法の特例に) | |と、 同法第百一条第一項及び第二項、第百二条、第百六条、第百七条第一項、第百十一条、第百十二条第二項、第百十三条 同法第百六条中 (船員職業安定法第 項」とあるのは「第一項 「この法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令 八十九条の 「この法律及び労働基準法 規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。 (船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。)」と、 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用さ)の違 (船員職業安定法第八十 足のの罪 同 (船員職業安 第百四

定

第六十四条の二第一項、 に同条第八項の規定」として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。 する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)並び 同条第二項中「船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続」と、同法第百二十条中 に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、 五条の三第三項の協定を記載した書類(派遣先の船舶所有者にあつては、乗組み派遣船員に係る労働協約、 らの規定が適用される場合におけるこれらの規定を含む。)並びに」と、「第六十五条の三第三項の協定を記載した書類」とあるのは「第六十 とあるのは 規定により 「労働基準法 適 「第百一条第二項に規定する場合 用される第百二十九条から第百三十一条までの規定の罪を含む。 この法律に基づく命令、 第六十五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を含む。)」と、 」とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づく命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれ (船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第百十三条第一項) と と 同法第百八条の二中「第百一条第二項に規定する場合」 同法第百十八条の四第一項中「この法律 就業規則並びに第三十四条第二項、 「この法律に基いて発

- いては、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者(第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により乗組み派遣船員を使前各項の規定による船員法の特例(第六項の規定による同法第百十七条の二から第百十八条の四までの規定の適用に係る部分を除く。)につ 用する船舶所有者とみなされる者を除く。)に使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。
- 用される乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、船員法第七章、第八十五条第一項及び第八十六条第一項本文並びに第九章の二の規定(第五項同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者(第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。)に使 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者(第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。
- 13 12 の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)は、 船員派遣契約が船員派遣契約の解除その他の事由により終了したときは、 適用しない。 当該船員派遣契約に係る乗組み派遣船員の雇入契約は、 終了する。
- 的読替えその他 項から第五項まで及び第九項に規定するもののほか、 必要な事項 は 命令で定める。 この条の規定により船員法及び同法に基づく命令の 規定を適用する場合における技
- \bigcirc 昭 和二十二年法律第百号) 抄) 海 上運送法等の一 部 を改正する法 律 令 和 五年法律第二十四号) 第四 条の規定による改正後 0) 条

(船内苦情処理手続)

第百十八条の六 働基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事項並びに船員の労働条件等に関し 以下この 条において同じ。 船舶所有者は、)を定めなければならない。 国土交通省令で定めるところにより、 船内苦情処理手続 国土交通省令で定める事項に関する苦情を処理する手続を (船員が航海中に船舶所有者に申出をしたこの法

- ②・③ (略)
- 所有 者 は 第 項 の苦情の申出をしたことを理由として、 船員に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない

○ 海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号) (:

附則

(この法律の施行に伴う経過措置

次項において同じ。)を受けたものとみなす。 という。)を除く。)を営んでいるものは、この法律の施行の日(次項及び次条において「施行日」という。)に、第一号許可(第二条の規定条第一項に規定する総トン数をいう。)二十トン未満の船舶のみをその用に供するもの(以下この条において「小型船舶旅客不定期航路事業」 による改正後の海上運送法(以下この条及び附則第五条において「新海上運送法」という。)第二十一条第六項に規定する第一号許可をいう。 受けている者であって、 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の海上運送法 当該許可に係る旅客不定期航路事業 (総トン数 (船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第五(次項において「旧海上運送法」という。)第二十一条第一項の許可を

おいて同じ。)を受けないでも、 認可若しくは認可の拒否の処分があるまでの間)は、第二号許可(新海上運送法第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。 合には、当該申請について第一号許可の処分があるまでの間又はその者が当該期間内に第五項の認可の申請をした場合には、当該申請について でいるものは、 いるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間(その者が当該期間内に当該許可に係る航路について第一号許可の申請をした場この法律の施行の際現に旧海上運送法第二十一条第一項の許可を受けている者であって、当該許可に係る小型船舶旅客不定期航路事業を営ん 引き続き当該小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる。 以下この条に

5 第二頁) 3・4 (略)

定する安全人材確保計画を添付して国土交通大臣に提出し、 小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路ごとに、 第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができることとされた者は、 新海上運送法第二十一条第二項第三号に掲げる事項を記載した申請書に同条第三項第二号に規 その認可を受けることができる。 国土交通省令で定めるところにより、

• 7 (略)

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもの 0) ほ か、 この 法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。 は、 政令で定める。